

# 社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（案）

東京都社交飲食業生活衛生同業組合

## 1 本ガイドラインについて

「新型コロナウイルス感染症対策への提言」（2020年5月4日）として当面の対策提案です。なお、状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直す。

## 2 感染防止のための基本的な考え方

《感染リスクを抑制するため適切な感染予防対策施設管理者》の選定

社交飲食業の事業者が本格的に事業を再開するにあたって、

現場の実情に配慮して①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、

②密集場所（多くの人々が密集している）

③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

という3つの条件（いわゆる「三つの密」）を避け、手洗いなどの一般衛生管理の実施、人と人との間隔の確保（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保する。

社交飲食業には、カフェバー、バー、キャバレー、スナックなど様々な営業種別があり、さらには接待行為の有無やカウンター、テーブルといった設備などにより様々な営業形態が存在する（例えば、キャバレー等の接待行為を伴う飲食店があり、また、バーの中には、接待行為を伴わないと想定されるホテルバーなどの形態がある。この「接待行為」とは飲食店の従業員によるものを意味する。）。

事業者は、以下に示すような対応策を参考にそれぞれの営業形態に応じた感染防止対策を講ずる必要がある。

## 3 《施設管理者》が講じるべき具体的な対策

### （1）リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染（①）と飛沫感染（②）のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

#### ① 接触感染のリスク評価

他者との共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位（レジ、ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン、テーブル、イス、メニューブック、タッチパネル、カラオケマイク、ダーツ、電気のスイッチ、トイレ、蛇口、洗面台等）には特に注意する。

#### ② 飛沫感染リスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施

設内で大声などを出す場所がどこにあるか等を評価する。

## (2) 施設内の各所における対応策

### ①留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

- ・人との接触をできるだけ避け、対人距離を確保する。  
(できるだけ2mを目安に(最低1m))
- ・感染防止のためお客様の座席整理を行う。  
(密にならないように対応。店舗定員の50%を目安とする。)  
(発熱または、その他の感冒様症状を呈している者の入店制限を含む。)
- ・入店時にアンケートを実施し、連絡先や体調を記載してもらう。  
アンケート用紙は、適切な期間(当面の間は1ヶ月間)保存する。
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置または石鹸と流水による手洗いの励行。
- ・マスク(適宜フェイスガード)の着用。
- ・施設の換気。  
サーキュレーターの使用、「風適法 施行規則第7条」に反しない限りの定期的な窓開け。
- ・お客様に供用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・人と人が対面するカウンター席等は、できるだけアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽するなどの工夫をする。
- ・適切な予防策を講じるため飲酒が過量にならないよう注意喚起する。

### ②《お客様の安全》

#### 1) 入店時

- ・店舗入口には、以下の場合に入店をお断りさせていただく旨を掲示する。  
入店前に検温を行い、発熱がある場合  
咳・咽頭痛などの症状がある場合  
新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある場合  
過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者とのある場合
- ・店舗入口や手洗い場所には、手指消毒用に消毒液(消毒用アルコール等)を用意する。
- ・店舗入口及び店内に、食事中以外はマスクの着用をお願いする旨掲示する。
- ・飛沫感染・接触感染を防止するために十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最低1m)確保するよう努める)をとることが重要であることをお客様に理解してもらい、店内が混み合う場合は入店を制限する。
- ・重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患のあるかたには十分な配慮を行う。

#### 2) 客席へのご案内

- ・テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ2m(最低1m)以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペース(できるだけ2mを目安に(最低1m)確保するよう努める)を空ける、またはパーティションで区切るなど工夫する。

- ・真正面の配置を避けるか、またはテーブル上にできるだけ区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。

### 3) テーブルサービスとカウンターサービス

#### <共通事項>

- ・テーブルサービスで注文を受けるときは、お客様の正面を避けて立ち、間隔（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）を保つ。
- ・お客様が入れ替わる都度、テーブル・カウンターを消毒する。
- ・カウンターで注文を受けるときはお客様の正面に立たないように注意する。
- ・カウンターでは、従業員のマスク着用のほか、できるだけ区切りのパーティションの設置など工夫する。
- ・お客様と従業員はトイレ使用後など頻繁に石鹸と流水による手洗いを実施し、テーブル移動時には手指消毒を励行する。特に、お客様にグラス等を手渡す者は注意する。
- ・お客様同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう、業態に応じ、掲示等により注意喚起する。
- ・個室を使用する場合は、十分な換気を行う。
- ・お客様には来店時やトイレ使用後に石鹸と流水による手洗いや手指消毒を行うよう注意喚起する。

#### <接待行為を伴う店舗の留意事項>

- ・フルーツや菓子などは、大皿は避けて、料理は個々に提供する。従業員等が取り分けるなど工夫する。
- ・カラオケでは、歌うお客様にもかかわらずマスク（適宜フェイスガード）の着用をお願いする。
- ・カラオケマイクの定期的な消毒。（お客様ごとまたは30分に一度程度）
- ・お客様の横について一緒にカラオケやダンス等を行うなどの接客は、当面の間自粛する。
- ・お客様の近距離で行うライブ、ダンス、ショー、シャンパンコールなどは当面の間自粛する。実施せざるを得ない場合は、人が密集しないよう、人数の制限や客席とステージの距離（原則2m）の確保を行う。

### 4) 会計処理

- ・会計処理に当たる場合は、可能であれば、電子マネー等の非接触型決済を導入する。現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、コイントレイ（キャッシュトレイ）などを使用する。また、コイントレイは定期的に消毒する。会計の都度手指を消毒するなど工夫する。

### ③ 《従業員の安全衛生管理》

- ・従業員は必ず出勤前と出勤時に体温を計る。発熱や風邪の症状がみられる場合は、店舗責任者にその旨を報告し、自宅待機とする。
- ・従業員の健康管理において最も重要なことは、各自が店舗に新型コロナウイルスを持ち込まないことである。
- ・店舗責任者は従業員の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

- ・感染した従業員、濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する。
- ・従業員やその家族が過度な心配や恐怖心を抱かないよう、また風評被害や誤解などを受けないよう、事業者は現状を的確に従業員に伝える。
- ・従業員の控え室は換気し、空調設備は定期的に清掃する。
- ・控え室は、一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにするとともに、従業員が出入りする際は、入退室の前後に手洗いをする。
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合や新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに管理者等に報告するとともに、従業員の就業は禁止することを周知する。
- ・顔や髪をさわらない。
- ・新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」の連絡先を従業員に周知を行う。

#### ④店舗の衛生管理

- ・店内（客席）は適切な換気設備の設置及び換気設備の点検を行い、徹底した換気を行う。（窓・ドア等の定期的な開放、常時換気扇の使用など）
- ・店内清掃を徹底し、店舗のドアノブ等の設備等、多数の人が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬や次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。また、テーブル、イスなどはお客様の入れ替わる都度、アルコール消毒薬や次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤（界面活性剤）で清拭する。
- ・従業員は、店内の一箇所にお客様が集まらないように留意する。
- ・トイレは毎日清掃し、ドアやレバー等の不特定多数が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。
- ・トイレのハンドドライヤーは使用を中止し、ペーパータオルを置くか、個人用にタオルを準備する。また、汚物は蓋をして流すよう、使用者に注意を促す。
- ・厨房の調理設備・器具を台所用洗剤（界面活性剤）で清拭し、作業前後の手洗いなど、従来から取り組んでいる一般的な衛生管理を徹底する。
- ・感染防止対策に必要な物資（消毒剤、マスク、手袋、ペーパータオル及びそれらの使い捨て用品を廃棄する容器等）の一覧表（リスト）を作成し、十分な量を準備しておくか、または緊急時にすぐに入手できるよう予め手配をしておく。平時から使用した分をその都度補充し、常に一定の必要量を備蓄しておくことが望ましい。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるごみ等の処理は手袋・マスクを着用してビニール袋等に密封して縛り、マスクや手袋を着用して回収する。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手を洗う。